

**「取組と目標」に対する自己評価 令和3年度実績評価シート**  
**(多賀城市)**

タイトル	介護保険サービスの適切な利用
------	----------------

**1 第8期介護保険事業計画に記載された内容**

**現状と課題**

〈現状〉

平成24年からの人口の推移をみると、総人口は平成24年の61,959人から平成26年には62,480人と増加したものの、以降はほぼ横ばいで推移し、令和2年には62,378人となっています。

高齢化率は平成26年以降21%を超え、超高齢社会となってからも年々増加傾向にあり、令和2年には24.9%に達しています。

要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者のみ）の推移をみると、平成24年の1,916人から令和2年には2,458人と542人の増加となっています。認定者出現率（第1号被保険者に占める認定者の割合）は15.8%となっています。要介護3及び要介護5を除いていずれも増加傾向にあります。特に要介護1で151人、要支援1で132人と大幅な増加が見られます。

平成30年4月から、居宅介護支援事業者に対する指定・指導権限が、市町村に移譲されたことから、実地指導の年次計画を見直すとともに、実地指導研修等を受講し、知識の習得に努め、体制の整備を早期に行っています。

また、既に実施している地域密着型サービス事業者等への実地指導等については、年次計画に基づき定期的の実施し、適正な運営とサービスの質の向上が図られるような取組みを推進しています。

国保連合会から提供される点検チェック帳票を活用し、介護認定、ケアプラン、給付状況のほか、福祉用具の貸与・販売や居宅介護住宅改修に係る給付等について、その必要性や過剰サービスとなっていないか等の確認を行い、国の介護給付費適正化計画との整合性を保ちながら、給付の適正化に取り組んでいます。

〈課題〉

- ・ サービス需要の増加に対して、供給量が追いついていないサービスがある
- ・ 介護職員の人材不足の解消や定着支援の対策が必要である
- ・ サービス事業者に対する適切な指導及び監査等が重要である
- ・ ケアマネジャーの個人の能力向上や、介護サービス事業所の組織の体制や連携強化が重要である
- ・ 介護保険外のサービスである住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入所実態を把握する必要がある
- ・ 災害対策と感染症対策を推進する必要がある

## 第8期における具体的な取組

- 1 実地指導の年次計画を見直すとともに、実地指導研修等を受講し、知識の習得に努め、体制の整備を継続して行います。既に実施している地域密着型サービス事業者等への実地指導等については、年次計画に基づき定期的の実施し、適正な運営とサービスの質の向上が図られるような取組みを促します。
- 2 国保連合会から提供される点検チェック帳票を活用し、介護認定、ケアプラン、給付状況のほか、福祉用具の貸与・販売や居宅介護住宅改修に係る給付等について、その必要性や過剰サービスとなっていないか等の確認を行い、国の介護給付費適正化計画との整合性を保ちながら、給付の適正化に取り組みます。
- 3 在宅介護・施設介護ともに、介護職員の不足は深刻な状況のため、県や関係機関等との連携により、介護有資格者の掘り起こし等による介護に従事する人材の確保の支援を図ります。国・県等と連携し、介護ロボットやICT（情報通信技術）の活用など、職場環境の改善に向けた情報提供等の支援を行います。また、業務効率化の観点から、国の方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化等、文書量削減等に係る取組みを推進し、介護職員等の負担軽減に向けた支援を行います。
- 4 要介護者が住み慣れた地域で、適切なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるよう、県と連携しながらリハビリテーションの提供体制の整備を推進します。また、適切なリハビリテーションの提供に向けて地域ケア会議等を活用し、ケアマネジャー、リハビリテーション専門職及び介護サービス事業所との連携を図ります。
- 5 介護事業所等の利用者の円滑かつ迅速な避難確保の実現を図るため、「多賀城市地域防災計画」及び「多賀城市防災マップ」洪水・土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップにおいて洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域などにある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成と本市への報告、計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられています。本市では、避難確保計画の作成に向けて、避難確保計画の様式や作成の手引き等を提供しています。

また、指定避難所や一時避難場所へ避難した要配慮者が、その避難生活において何らかの配慮や支援を必要とする際には、安心した避難生活を過ごすことができるよう、福祉避難所の施設利用に関する協力協定を締結しています。市総合防災訓練の際には、災害時に円滑な対応が行えるよう、職員と締結事業者が一体となって本協定に基づく訓練を定期的に行っていきます。

## 目標（事業内容、指標等）

目指す姿： 適切な介護事業サービスを受けられることで、家族の介護負担が軽減され、介護状態に応じて暮らすことができます。

- 1 施設介護サービスを利用している市民数  
(平成31年度) 461人 → (令和5年度) 513人
- 2 介護サービス事業者・施設への実地指導件数  
(平成31年度) 4件 → (令和5年度) 5件
- 3 訪問リハビリテーションの利用率  
(平成31年度) 1.0% → (令和5年度) 1.2%
- 4 通所リハビリテーションの利用率  
(平成31年度) 9.3% → (令和5年度) 9.3%

## 目標の評価方法

### ● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

### ● 評価の方法

- 1 施設介護サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護施設をいい、各施設を利用した人数について、厚生労働省の介護保険事業状況報告（月報）の5月から翌年4月までの平均値を集計した数値で判断
- 2 本市が実施した実地指導件数で判断
- 3 厚生労働省の介護保険事業状況報告（月報）の5月から翌年4月までの平均値を集計した訪問リハビリテーション月平均利用者数を月平均認定者数で除した数値で判断
- 4 厚生労働省の介護保険事業状況報告（月報）の5月から翌年4月までの平均値を集計した通所リハビリテーション月平均利用者数を月平均認定者数で除した数値で判断

## 2 令和3年度末実績

### 実施内容（令和3年度末まで）

- 1 施設介護サービスを利用している市民数  
(令和元年度) 461人 → (令和2年度) 480人 → (令和3年度) 473人
- 2 介護サービス事業者への実地指導件数  
(令和元年度) 4件 → (令和2年度) 1件 → (令和3年度) 7件
- 3 訪問リハビリテーションの利用率  
(令和元年度) 1.0% → (令和2年度) 1.2% → (令和3年度) 1.4%
- 4 通所リハビリテーションの利用率  
(令和元年度) 9.3% → (令和2年度) 8.3% → (令和3年度) 7.8%

## 自己評価

評価 ⇒ ○ ※以下の基準を目安に評価してください。

### 〔数値目標がある場合〕

達成率・・・80%以上：◎，60～79%：○，30～59%：▲，29%以下：×

### 〔数値目標がない場合〕

達成できた：◎，概ね達成できた：○，達成がやや不十分：▲，全く達成できなかった：×

## 課題と対応

施設介護サービスを利用している市民数は、令和3年度が473人で、令和元年度と比較すると、12人増加していますが、令和5年度の目標値513名より、40名少ない状況です。

介護施設の入所待機者の解消に向け、令和3年度には、地域密着型特定施設入居者生活介護施設の募集を実施した結果、定員20名の施設が令和4年3月1日から開設となりました。

また、令和4年度は、新たに介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の公募を行います。

介護サービス事業者への実地指導件数については、令和3年度は7件で、令和元年度と比べ4件増加しています。

介護サービス事業者への実地指導については、実地指導計画に基づき実施していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業所への立入りが制限されており、前年度からの繰越し分1件の実施にとどまったことから、令和3年度は、文書審査により実施しています。

訪問リハビリテーションの利用率は、令和3年度は1.4%で、令和元年度と比べ0.4ポイント増加、通所リハビリテーションの利用率は、令和3年度は7.8%で、令和元年度と比べ1.5ポイント減少しています。

この要因として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出する機会が減少したことにより、通所リハビリテーションの利用率が減少し、訪問リハビリテーションの利用率が増加したことが考えられます。

※本様式は参考様式であり、実績のとりまとめや評価・考察等について、各自団体で独自の様式により整理・公表等を行ったものがある場合は、それらの写しの提出も可とする。

**「取組と目標」に対する自己評価 令和3年度実績評価シート**  
**(多賀城市)**

<b>タイトル</b>	<b>高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進</b>
-------------	-------------------------------

**1 第8期介護保険事業計画に記載された内容**

**現状と課題**

〈現状〉

平成24年からの人口の推移をみると、総人口は平成24年の61,959人から平成26年には62,480人と増加したものの、以降はほぼ横ばいで推移し、令和2年には62,378人となっています。

本市人口は、平成26年以降はほぼ横ばいで推移していますが、高齢者人口及び高齢化率は増加傾向にあり、令和2年9月末時点の高齢者人口は15,539人、高齢化率は24.9%となっています。

また、要介護者数については、令和2年9月末時点で2,458人、認定者出現率（第1号被保険者に占める認定者の割合）は15.8%となっています。要介護3及び要介護5を除いていずれも増加傾向にあります。特に要介護1と要支援1の大幅な増加がみられません。

認知症高齢者自立度割合を全国、宮城県と比較してみると、令和元年10月時点で本市はⅢa以上の認知症高齢者が多くなっています。同様に、障害高齢者自立度割合の比較では、A1及びC2の占める割合が高くなっています。

高齢者の生活機能の評価項目のリスクの該当者をみると、全体では「うつ傾向」「認知機能低下」が上位であり、総合事業対象者では「口腔機能の低下」「うつ傾向」「認知機能低下」が高く、一般高齢者では「うつ傾向」「認知機能低下」「転倒リスク」となっており、「うつ傾向」「認知機能低下」が総合事業対象者同様に多くなっています。

高齢者の地域活動への参加は、参加していない方が多い状況です。高齢者の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向は、「参加したい」は48.5%となっている一方、「参加したくない」は33.7%となっています。

〈課題〉

・ボランティアをきっかけとした社会活動への参加が、地域福祉の充実に結びつくことから、活動団体や活動場所、活動内容等の周知や、気軽に参加できる体制づくりを推進することが必要である。

・リハビリの専門職を含めた多職種の連携による、高齢者の自立支援に向けた対策を推進する必要がある。

・日常生活に何らかの支障があるひとり暮らし高齢者等は、今後も更なる増加が見込まれるが、日常生活上必要な支援・サービスを利用することにより、自立した生活を送り、要支援・要介護状態や重症化するリスクを少しでも低減させて、介護予防につなげていく必要がある。

- ・地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）を構築するとともに、地域の特性に応じたきめ細かな取組みができるよう、地域住民や関係機関等と情報共有を図りながら進めていく必要がある。
- ・認知症に関する理解、相談窓口及び関連する取組みの市民の認知度は十分ではなく、周知方法の強化が必要である。

## 第8期における具体的な取組

### ①生きがい活動の推進

- ・シルバーヘルスプラザ、シルバーワークプラザ等の管理運営
- ・シルバー人材センター及び老人クラブの活動に対する財政支援
- ・介護施設等におけるボランティア活動への支援

### ②介護予防の推進

- ・住民主体の活動（介護予防活動等）に対する人的・財政的支援
- ・リハビリテーションの理念に基づく介護予防活動の普及

### ③日常生活の支援

- ・訪問型サービスや通所型サービス、高齢福祉サービス等の周知と利用促進

### ④地域包括ケアの充実

- ・地域包括支援センターとの連携
- ・在宅医療・介護の連携の推進

### ⑤認知症対策の推進

- ・認知症カフェの支援、認知症ガイドブックによる周知、認知症初期集中支援チーム員による支援
- ・認知症サポーターの養成

## 目標（事業内容、指標等）

①生きがいを持っている高齢者の割合（65歳以上の市民に対するアンケートによる）  
（令和2年度）94.2% → （令和5年度）現状維持

### ②介護予防の推進

- ・介護保険の認定を新たに受けた市民割合  
（平成31年度）3.3% → （令和5年度）4.0%
- ・介護予防のための行動平均実践項目数（40歳以上の市民に対するアンケートによる）  
（令和2年度）6.02 → （令和5年度）上昇
- ・住民主体の通いの場の箇所数  
（平成31年度）27か所 → （令和5年度）33か所

### ③日常生活の支援

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用者数  
(平成31年度) 572人 → (令和5年度) 660人

#### ④地域包括ケアの充実

- ・連携している在宅医療機関、介護事業所の数  
(平成31年度) 70か所 → (令和5年度) 78か所

#### ⑤認知症対策の推進

- ・認知症の方への対応方法を知っている市民数（認知症サポーター養成講座受講者数）  
(平成31年度) 3,551人 → (令和5年度) 5,601人

### 目標の評価方法

#### ● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

#### ● 評価の方法

- ・市民アンケートで数値を把握

##### ①生きがいを持っている高齢者の割合

【算定】9項目の中であてはまると回答した者／65歳以上回答者

【設問】あなたは、日々の暮らしの中で、どのようなことに生きがいを感じますか。

##### ②介護予防の推進：介護予防のための行動平均実践項目数

【算定】12項目の中であてはまると回答した項目／40歳以上回答者

【設問】あなたは、健康のために生活習慣としてどのようなことを実践していますか。

## 2 令和3年度末実績

### 実施内容（令和3年度末まで）

①生きがいを持っている高齢者の割合（65歳以上の市民に対するアンケートによる）  
(令和2年度) 94.2% → (令和3年度) 94.3%

#### ②介護予防の推進

- ・介護保険の認定を新たに受けた市民割合

(平成31年度) 3.3% → (令和2年度) 3.6%

- ・介護予防のための行動平均実践項目数（40歳以上の市民に対するアンケートによる）

(令和2年度) 6.02 → (令和3年度) 5.89

- ・住民主体の通いの場の箇所数

(平成31年度) 27か所 → (令和2年度) 27か所 → (令和3年度) 27か所

### ③日常生活の支援

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用者数  
(平成31年度) 572人 → (令和2年度) 609人 → (令和3年度) 688人

### ④地域包括ケアの充実

- ・連携している在宅医療機関、介護事業所の数  
(平成31年度) 70か所 → (令和2年度) 75か所 → (令和3年度) 76か所

### ⑤認知症対策の推進

- ・認知症の方への対応方法を知っている市民数(認知症サポーター養成講座受講者数)  
(平成31年度) 3,551人 → (令和2年度) 3,662人 → (令和3年度) 3,825人

## 自己評価

評価 ⇒ ◎ ※以下の基準を目安に評価してください。

#### 〔数値目標がある場合〕

達成率・・・80%以上：◎，60～79%：○，30～59%：▲，29%以下：×

#### 〔数値目標がない場合〕

達成できた：◎，概ね達成できた：○，達成がやや不十分：▲，全く達成できなかった：×

## 課題と対応

①生きがいを持っている高齢者の割合は、ほぼ横ばいです。現状維持を目標としているため順調です。

②介護予防の推進の「介護予防のための行動平均実践項目数」は減少しており、65歳以上での実践項目数が減少しているためと考えます。適正体重の維持やバランスのとれた食事、塩分を控えている人が減少しているため、食事面での周知が必要です。「住民主体の通いの場の箇所数」は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を自粛している団体もあり、増加には至っていません。

③日常生活の支援の「介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用者数」は増加しており、要支援認定者や事業対象者が増加しているためと考えます。介護予防や重度化するのを防止するため、介護予防のための地域ケア個別会議で多職種による検討を通じ、自立に向けた支援を行います。

④地域包括ケアの充実の「連携している在宅医療機関、介護事業所の数」は微増しています。より在宅医療機関や介護事業所が参加したくなるような研修会の設定や、個別の声

がけにより、参加数を増加させていく必要があります。

⑤認知症対策の推進の「認知症の方への対応方法を知っている市民数」は増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校での認知症サポーター養成講座が開催出来ない状況です。市内小中学校の校長会にて実施を呼びかけます。

※本様式は参考様式であり、実績のとりまとめや評価・考察等について、各自団体に独自の様式により整理・公表等を行ったものがある場合は、それらの写しの提出も可とする。